

福井市告示第131号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、関係図面は、福井市下水道部下水管理課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月26日

福井市長 東村新一

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始すべき年月日

平成28年5月9日

2 下水を排除し、及び処理すべき区域

(1) 単独公共下水道日野川処理区

下細江町、灯明寺3丁目、下江守町、今市町及び上江尻町の各一部

(2) 流域関連公共下水道福井第1処理分区

森田北東部土地区画整理事業の施行地区の一部

3 供用を開始しようとする排水施設の位置

別紙図面のとおり

4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称

(1) 単独公共下水道日野川処理区

福井県福井市黒丸町3字1番地

日野川浄化センター

(2) 流域関連公共下水道福井第1処理分区

福井県坂井市三国町池見 2 字 2 7 番地

九頭竜川浄化センター

6 縦覧期間

平成 2 8 年 4 月 2 7 日から同年 5 月 9 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日を除く。）

7 縦覧時間

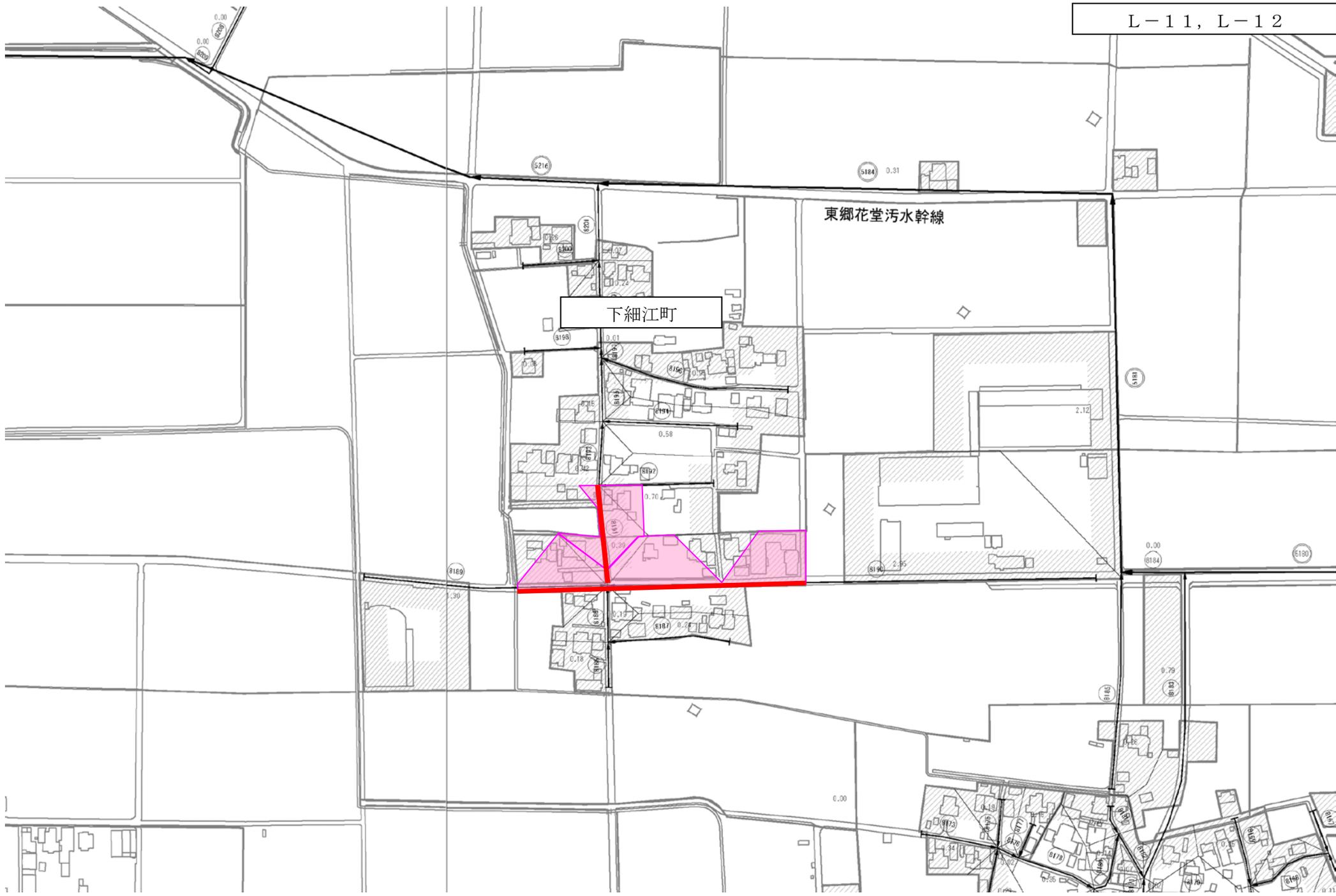
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

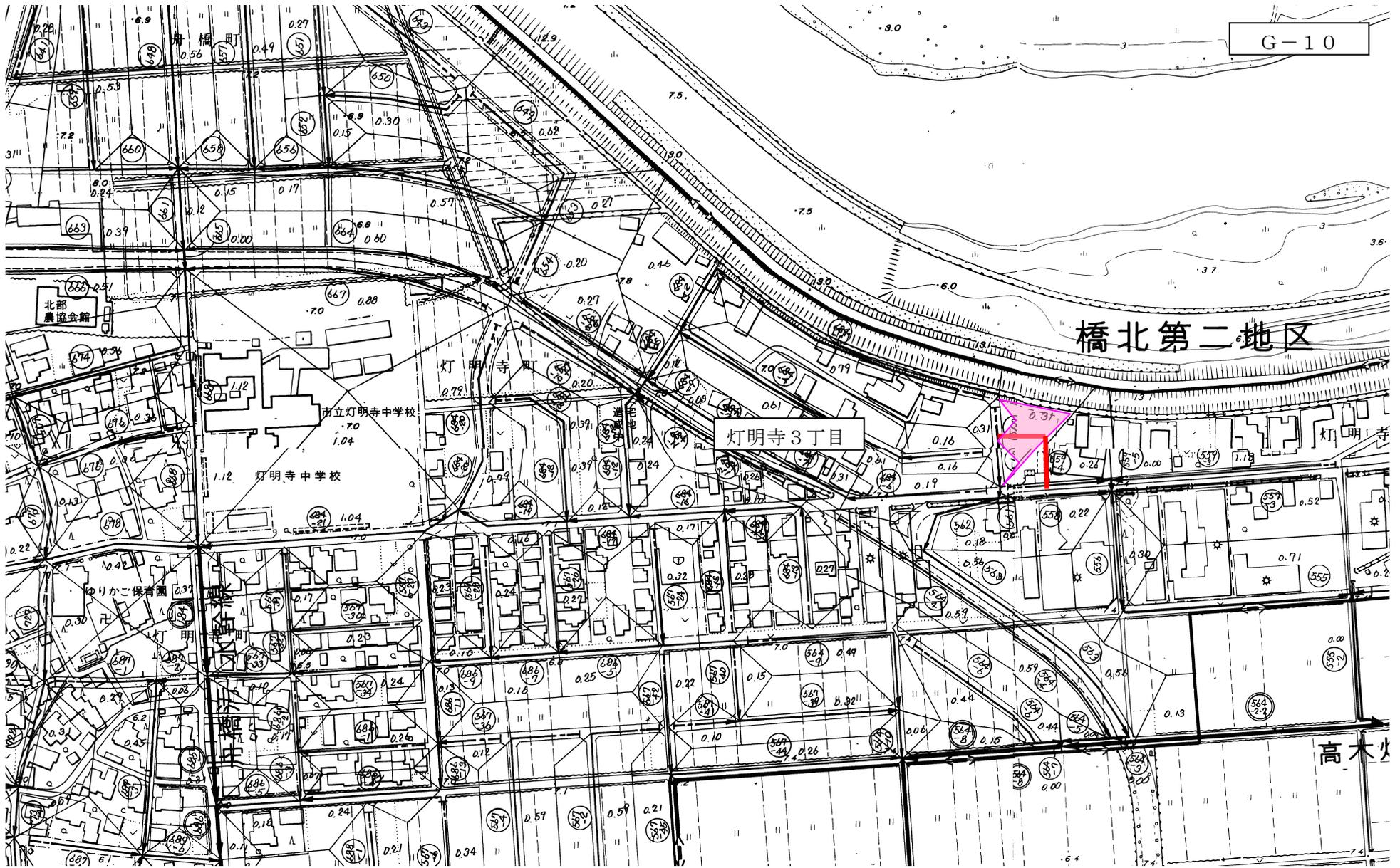
別紙図面

供用を開始しようとする排水施設の位置

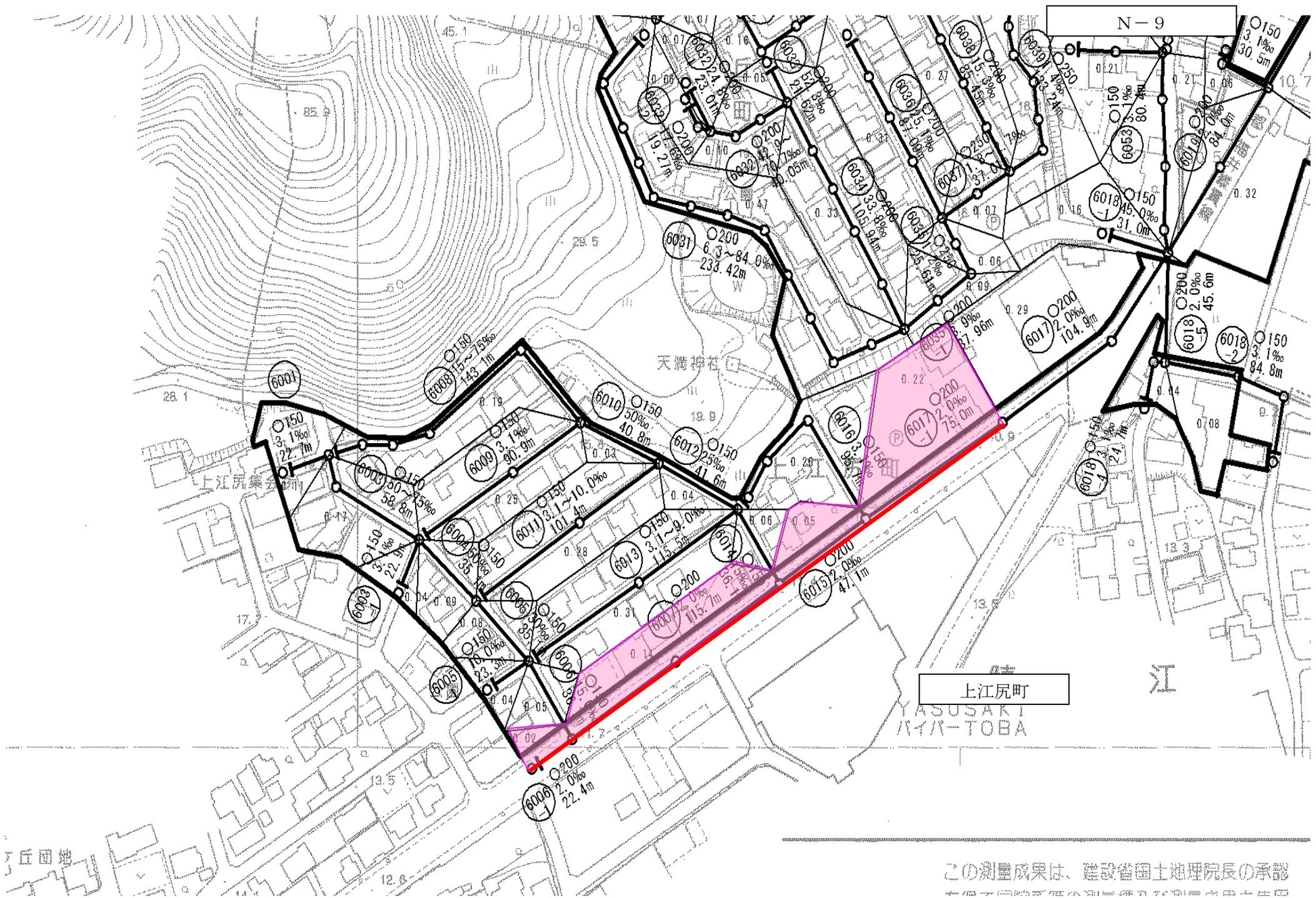
凡例

	下水を排除し、及び処理すべき区域
	供用を開始しようとする排水施設の位置









この測量成果は、建設省国土地理院長の承認
 市役所印の図面を基に作成されたものと見做すこととする

